**資料１－１**

**「大阪府森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る個人の府民税の税率の特例に関する条例」の改正について**

**■改正の理由**

　「大阪府森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る個人の府民税の税率の特例に関する条例」（以下、「条例」という。）により、平成２８年度から令和元年度まで、「自然災害から府民の暮らしを守る」及び「健全な森林を次世代につなぐ」ことを目的として、個人府民税均等割に　　　３００円の超過課税を実施してきた。

　近年、豪雨による大規模な災害が多発していることに加え、災害並みの猛暑から府民の安全安心を守るため、防災や気象緩和など、「森林や都市の緑の有する公益的機能」を維持増進していく必要がある。

　そのために必要な財源を確保するため、「条例」を改正するもの。

**［対策の背景］**

**◆「新たな知見」に基づく森林の土石流・流木対策**

　　　・九州北部豪雨(平成29年7月)や西日本豪雨(平成30年7月)などの大災害が発生しており、その被災地の調査などにより得られた｢新たな知見｣を踏まえた土石流・流木対策を実施する必要性が高まっている。

**◆都市緑化を活用した猛暑対策**

　　　・年々気温が上昇しており、災害並みの猛暑が繰り返される恐れがあるため、府民の健康被害を軽減するための猛暑対策を拡充する必要性が高まっている。

**■改正の概要**

　(1)令和元年度で課税期間が終了する現行の森林環境税を、令和５年度まで４年間延長し、使途に｢暑熱環境の改善に係る施策｣を追加する。

　(2)これに伴い、大阪府附属機関条例を改正し｢大阪府森林環境整備事業評価審議会｣の名称を変更するとともに、｢暑熱環境の改善に係る施策｣の評価に

関する事務を追加する。

**■改正の経緯**

　・大阪府議会｢令和元年９月定例会｣に改正条例案を提案し、令和元年10月25日に議決された。

**■条例等の施行**

　・森林環境税条例　　　：　令和２年４月１日（令和２年３月31日に改正前の条例の特例期間が終了するため）

　・大阪府附属機関条例　：　令和２年２月１日（｢大阪府森林環境整備事業評価審議会｣の委員の任期が令和２年１月３１日で終了するため）